

食安監発1215第4号
平成22年12月15日

山梨県福祉保健部長 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課長

韓国産生鮮いちごの回収等について（依頼）

今般、検疫所におけるモニタリング検査の結果、下記の貨物よりメトコナゾール（0.02ppm）を検出し、食品衛生法第11条に違反することが判明しました。

当該貨物はすでに全量通関済みであり、輸入者からはすでに全量消費されている旨報告を受けているところですが、念のため確認願います。なお、当該品が確認できた場合にあっては国内における販売等されることがないように対応方よろしく願います。また、対応終了後その概要を当課あてご報告いただくようあわせて願います。

記

品名	生鮮いちご
届出数量	1,510カートン 0.98トン
輸出国	韓国
輸入者	株式会社シャトレゼ 山梨県中央市高部1111-1
届出先	成田空港検疫所 食品監視課
届出年月日	平成22年11月16日
輸入届出受付番号	第21020582610号1欄
検査結果	メトコナゾール（0.02ppm）検出
違反確定日	平成22年12月14日